

常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の職員のうち、常勤弁護士等（センターとの間で、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「法」という。）第30条、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号。以下「震災特例法」という。）第3条第1項及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第3条第1項に規定するセンターの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士及び隣接法律専門職者のうち、センターに常時勤務する契約（以下「勤務契約」という。）をしている弁護士及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の採用及び職務等に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、センターの常勤弁護士等に適用する。

2 センターに常時勤務しない弁護士等の職務等については、別に定める。

(職務の特性への配慮)

第3条 この規程の運用に当たっては、常勤弁護士等の職務の特性に常に配慮しなければならない。

第2章 服務

(職務及び地位)

第4条 常勤弁護士等（特定不法行為等被害者特例法第3条第1項第1号ロ、ニ及びホ並びに同項第2号の法律事務については、理事長が別に定める常勤弁護士に限る。）は、法第30条第1項第2号ロ、ニ及びホ、同項第3号から第5号まで、同項第6号ニ、同項第7号並びに同項第9号並びに同条第2項、震災特例法第3条第1項第1号ロ、ニ及びホ並びに特定不法行為等被害者特例法第3条第1項第1号ロ、ニ及びホ並びに同項第2号の法律事務を取り扱うものとする。

2 常勤弁護士等（特定不法行為等被害者特例法第3条第1項第1号ロ、ニ及びホ並びに同項

第2号の法律事務については、理事長が別に定める常勤弁護士に限る。)は、法第30条第1項第2号ロ、ニ及びホ、同項第3号から第5号まで並びに同項第9号、震災特例法第3条第1項第1号ロ、ニ及びホ並びに特定不法行為等被害者特例法第3条第1項1号ロ、ニ及びホ並びに同項第2号の法律事務の取扱いに関し、センターとの間で、業務方法書第5条第7号に規定する民事法律扶助契約、第70条の11第5号に規定するDV等被害者法律相談援助契約、第80条の3第5号に規定する犯罪被害者等法律援助契約、第83条の4第9号に規定する震災法律援助契約及び第83条の33第10号に規定する特定被害者法律援助契約を締結しているものとみなす。ただし、立替費用、法律相談費その他の報酬及び費用の請求及び支払に関する規定は適用しない。

- 3 常勤弁護士が個別事件の国選弁護人若しくは国選付添人に選任され又は国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該事件の種別に応じて、国選弁護人の事務に関する契約約款(以下「国選弁護人契約約款」という。)第2条第4号に規定する普通国選弁護人契約若しくは同条第6号に規定する一括国選弁護人契約、国選付添人の事務に関する契約約款(以下「国選付添人契約約款」という。)第2条第2号に規定する一般国選付添人契約又は国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款(以下「国選被害者参加弁護士契約約款」という。)第2条第2号に規定する一般被害者参加弁護士契約を締結したものとみなす。ただし、報酬及び費用の請求及び支払に関する規定は適用しない。
- 4 常勤弁護士は、法第30条第2項の法律事務の取扱いに関し、センターとの間で、委託援助契約(センターが、日本弁護士連合会委託援助業務規程(以下「日弁連委託援助規程」という。)第1条第2号に規定する委託援助契約弁護士と締結する契約をいう。)を締結しているものとみなす。ただし、報酬及び費用の請求及び支払に関する規定は適用しない。
- 5 常勤弁護士等は、第1項に定めるもののほか、法第30条、震災特例法第3条第1項及び特定不法行為等被害者特例法第3条第1項に規定するセンターの業務に従事する。
- 6 常勤弁護士等は、その職務を遂行するに当たって、法律事務の取扱いを補助する職員その他理事長の定めるセンターの職員を指揮又は管理する。

(職務の遂行)

第5条 常勤弁護士等は、その職務を遂行するに当たって、法令、業務方法書及びセンターの諸規程に従うとともに職務上の命令(法律事務の取扱いに関するものを除く。以下同じ。)に忠実に従わなければならない。

- 2 常勤弁護士等は、法律事務の取扱いについては、独立してその職務を行う。

(禁止行為)

第6条 常勤弁護士等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターに対し、虚偽の届出、申告又は報告を行うこと。
- (2) 故意又は過失により、センターに損害を与えること。
- (3) センターの許可を得ずに、センターの保有する情報(法律事務の取扱いに関するものを除く。以下同じ。)を、自己の職務以外の用のために使用すること。
- (4) センターの許可を得ずに、センターの保有する情報を、情報の形態及び方法のいかんを問わず、複写すること。

- (5) センターの許可を得ずに、センターの保有する情報を、情報の形態及び方法のいかんを問わず、センターの施設外に持ち出し又はセンターの施設外で利用できる状態にすること。

(服務に関する職員就業規則の準用)

第7条 常勤弁護士等の服務については、前3条の規定に定めるほか、職員就業規則（平成18年規程第13号）第11条、第12条、第19条、第21条から第27条まで、第29条、第30条、第31条第1項から第4項まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第41条まで、第48条第1項、第2項及び第5項並びに第49条の規定を準用する。

(裁量労働制)

第7条の2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3に基づき、裁量労働制に関する労使協定が締結されている場合において、その適用に同意した常勤弁護士の労働時間については、当該労使協定の定めるところによる。

ただし、労使協定で定める手続により、当該同意を撤回した常勤弁護士に関しては、労使協定の定める適用解除の日から裁量労働制の適用が解除されるものとする。

- 2 前項の労使協定で定める裁量労働の対象業務は、第4条第1項及び第5項に規定する業務とする。

(労働時間等)

第7条の3 前条第1項本文の常勤弁護士の所定就業日の労働時間は1日7.5時間とみなす。

- 2 常勤弁護士は、その勤務する法律事務所の業務に支障が生じないように、その営業時間に応じ、適切に勤務するよう努める。

- 3 育児介護休業規程（平成18年規程第14号）第13条第1項、第14条第1項、第15条又は第26条第1項により勤務時間の短縮措置を受けた場合には、その短縮した勤務時間をみなし労働時間とする。

第3章 給与

(俸給表)

第8条 常勤弁護士等の俸給は、別表第1のとおりとする。

(初任給)

第9条 新たに常勤弁護士等となった者の初任給は、常勤弁護士等の経歴等を考慮し、理事長が個別に定める。

(初任給調整手当)

第10条 新たに採用された常勤弁護士等のうち、別表第1の1号から5号までの俸給を受ける者には、別表第2に定めるところにより初任給調整手当を支給することができる。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される者との権衡上必要があると認められる常勤弁護士等には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給することができる。

(昇給)

第11条 常勤弁護士等の昇給は、理事長が別に定めるところにより、その勤務状況に応じて行

うものとする。

(給与の減額)

第11条の2 第7条の3第3項により短縮したみなし労働により短縮措置を受けて勤務しない時間については、その勤務しない1時間につき職員給与規程(平成18年規程第4号。以下「給与規程」という。)第34条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合の勤務1時間当たりの給与額は、同条に規定する各種手当に加え、初任給調整手当も算出の基礎とする。

(本人の申出による降給)

第11条の3 理事長は、第25条第1項第3号に掲げる者から同項第2号に掲げる者に係る俸給への降給を希望する旨の申出があった場合において、その者の勤務状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、降給させることができる。

2 前項の降給は、常勤弁護士総合企画課長が同項の申出をした者の意思を直接確認した上で、降給に係る合意を証する書面を作成するほか、理事長が別に定めるところにより行うものとする。

(諸手当)

第12条 常勤弁護士等に支給される諸手当は、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、休日勤務手当、寒冷地手当、特地域勤務手当、特地域勤務手当に準ずる手当、期末手当、勤勉手当及び特別手当とする。ただし、別表第1の10号から14号までの俸給を受ける者には、扶養手当及び住居手当は支給しない。

(休日勤務手当等)

第12条の2 常勤弁護士が臨時又は緊急の必要その他職務上特別の必要により職員就業規則第35条に規定する休日に勤務することを命じられた場合、給与規程第32条に基づき休日勤務手当を支給する。この場合の勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第34条に規定する各種手当に加え、初任給調整手当も算出の基礎とする。

2 前項の規定において、休日の振替を行った場合は適用しない。

3 常勤弁護士が一週間のみなし労働時間の合計(第1項が適用される勤務時間を除く。)が37.5時間を超えて勤務する場合、37.5時間を超えた全時間に対して、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。この場合の勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第34条に規定する各種手当に加え、初任給調整手当も算出の基礎とする。

(特地域勤務手当)

第13条 生活の著しく不便な地に所在する別表第3に掲げる地域(以下「特地域事務所」という。)に勤務する常勤弁護士等には、特地域勤務手当を支給する。

2 特地域勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地域事務所の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の8
- (2) 2級地 100分の12
- (3) 3級地 100分の20

第14条 削除

(特地勤務手当に準ずる手当)

第15条 常勤弁護士等が異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所が特地事務所又は別表第4に掲げる地域（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該常勤弁護士等には、当該異動の日から6年以内の期間、俸給及び扶養手当の月額合計額に次表に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

期間等の区分	事務所の区分	支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地事務所	1級地 100分の5
		2級地 100分の6
		3級地 100分の6
	準特地事務所	100分の4
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間	特地事務所 準特地事務所	100分の4
異動等の日から起算して5年に達した後から6年に達するまでの間	特地事務所 準特地事務所	100分の2

2 次に掲げる常勤弁護士等には、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- (1) 新たに常勤弁護士等となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した常勤弁護士等。
- (2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する常勤弁護士等でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者。
- (3) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する常勤弁護士等でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に、新たに常勤弁護士等となって、当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した者。
- (4) 前3号に掲げる者のほか、前3号に規定する常勤弁護士等との権衡上必要があると認められる者。

3 前2項の手当は、常勤弁護士等が特地事務所又は準特地事務所以外の地域に所在する事務所に異動した場合には、当該異動の前日をもってその支給は終わる。

(端数計算)

第16条 第13条の規定による特地勤務手当の月額又は第15条第1項若しくは第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤弁護士等）に対し、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤弁護士等（別に定める者を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤弁護士等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、常勤弁護士等が受けるべき俸給月額及び扶養手当並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額（次表(1)に定める者にあつては、俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の俸給を受ける者の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(2)に定める者にあつては、その額に、俸給月額に同表の俸給を受ける者の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）を基礎として、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 職務の号俸を考慮する常勤弁護士等

常勤弁護士等の区分	加算率
6号から14号までの俸給を受ける者	100分の20
2号から5号までの俸給を受ける者	100分の15
1号の俸給を受ける者	100分の10

(2) 6号以上の職位にある常勤弁護士等

常勤弁護士等の区分	加算割合
8号から14号までの俸給を受ける者	100分の25
6号及び7号の俸給を受ける者	100分の15

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤弁護士等）に対して、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤弁護士等（別に定める者を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤弁護士等が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額（前条第2項の表(1)に定める者にあつては、俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の常勤弁護士等の区分に対応する加算率を乗じて得た額（前条第2項の表(2)に定める者にあつては、その額に、俸給月額に同表の常勤

弁護士等の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）を基礎として、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

第19条 削除

（特別手当）

第20条 別表第1の1号から9号までの俸給を受ける常勤弁護士等のうち理事長が別に定める者には、当該年度の勤務状況に応じて理事長が別に定める基準により、特別手当を支給することができる。この特別手当は、翌年度の6月期の期末手当及び勤勉手当の支給定日に支給する。

（期末手当、勤勉手当及び特別手当の一時差止め）

第21条 期末手当、勤勉手当及び特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは、「理事長」、「期末手当」とあるのは、「期末手当、勤勉手当及び特別手当」とそれぞれ読み替えるものとする。

（給与に関する給与規程の準用）

第22条 第8条から前条までの規定に定めるほか、常勤弁護士等の給与の支給については、給与規程第3条、第6条から第8条まで、第13条から第17条まで、第19条、第19条の2、第20条から第31条まで、第33条、第34条、第36条、第37条、第42条から第45条まで及び第46条の規定を準用する。この場合において、給与規程第13条第1項中「別表第1の適用を受ける職員のうち9級以上である職員（以下「9級以上職員」という。）」とあるのは「別表第1における俸給の号が8号及び9号の者」と、同条第3項中「別表第1の適用を受ける職員でそ

の職務の級が8級である者（以下「8級職員」という。）とあるのは「別表第1における俸給の号が6号及び7号の者」と読み替えるものとし、給与規程第37条の場合の勤務1時間当たりの給与額は、常勤弁護士等が受けるべき俸給月額及びこれに対する同第34条に規定する各種手当に加え、初任給調整手当も算出の基礎とする。

第4章 採用、契約期間及び異動

（採用）

第23条 常勤弁護士等の採用は、選考により行う。

2 理事長は、常勤弁護士等に任命する旨の辞令を交付して常勤弁護士等を採用するものとし、同辞令の交付により、センターと常勤弁護士等との間で勤務契約が成立する。

（一般契約弁護士等が常勤弁護士等に採用された場合における報酬及び費用の精算）

第23条の2 法律事務取扱規程第2条第4号に規定する一般契約弁護士等が常勤弁護士等に採用された場合において、個別事件に関する報酬及び費用の精算は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 採用時点において業務方法書第42条に規定する個別契約の受任者等となっており、かつ、採用後も引き続き当該個別契約に係る援助案件を取り扱うとき 地方事務所長は、当該援助案件について業務方法書第56条に規定する終結決定をするに当たり、地方扶助審査委員の審査に付し、当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その採用前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。

ア 当該援助案件に関し、当該常勤弁護士等にその採用前に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めるべきときはその額

イ 報酬金の全部又は一部を、当該常勤弁護士等にその採用前の事件処理活動の報酬として支払うべきときはその額

(1)の2 採用時点において業務方法書第83条の19第2項に規定する震災個別契約の受任者等となっており、かつ、採用後も引き続き当該震災個別契約に係る震災法律援助案件（震災法律援助を行う案件をいう。以下同じ。）を取り扱うとき センターは、当該震災法律援助案件について業務方法書第83条の27第1項に規定する震災法律援助終結決定をするに当たり、震災法律援助審査委員の審査に付し、当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その採用前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。

ア 当該震災法律援助案件に関し、当該常勤弁護士等にその採用前に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めるべきときはその額

イ 報酬金の全部又は一部を、当該常勤弁護士等にその採用前の事件処理活動の報酬として支払うべきときはその額

(1)の3 採用時点において業務方法書第83条の49第2項に規定する特定被害者個別契約の受任者等となっており、かつ、採用後も引き続き当該特定被害者個別契約に係る特定被害者法律援助案件（特定被害者個別契約に係る援助案件をいう。以下同じ。）を取り扱うとき

センターは、当該特定被害者法律援助案件について業務方法書第83条の57第1項に規定する特定被害者法律援助終結決定をするに当たり、特定被害者法律援助審査委員の審査に付し、当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その採用前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。

ア 当該特定被害者法律援助案件に関し、当該常勤弁護士等にその採用前に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めるべきときはその額

イ 報酬金の全部又は一部を、当該常勤弁護士等にその採用前の事件処理活動の報酬として支払うべきときはその額

(2) 採用時点において個別事件の国選弁護人若しくは国選付添人に選任されているとき又は国選被害者参加弁護士に選定されているとき 国選弁護人契約約款第5章第4節、国選付添人契約約款第5章第4節又は国選被害者参加弁護士契約約款第5章第3節に規定する中間払いの場合の取扱いに準じて行う。

(3) 採用時点において業務方法書第80条の20に規定する犯罪被害者等個別契約の受任者となっており、かつ、採用後も引き続き当該犯罪被害者等個別契約に係る犯罪被害者等代理援助案件（犯罪被害者等代理援助を行う案件をいう。以下同じ。）を取り扱うとき センターは、当該犯罪被害者等代理援助案件について業務方法書第80条の30第1項に規定する犯罪被害者等代理援助終結決定をするに当たり、当該犯罪被害者等代理援助開始決定から当該犯罪被害者等代理援助終結決定までの期間のうち、その採用前と後の期間の割合に応じ、次に掲げる事項を決定する。ただし、業務方法書別表11の注11（別表11の2の要件に該当するもの）に基づいて支払うべき実費のうち、採用前に支出したものについては、その額を、当該常勤弁護士等に対して支払う。

ア 当該犯罪被害者等個別契約に関し、当該常勤弁護士等にその採用前に通常報酬、成果報酬及び費用（業務方法書別表11の注11（別表11の2の要件に該当するもの）に基づいて支払うべき実費を除く。）として交付した金銭の全部又は一部について、その採用後の期間の割合に応じて、返還を求めるべきときはその額

イ 通常報酬、成果報酬及び費用（業務方法書別表11の注11（別表11の2の要件に該当するもの）に基づいて支払うべき実費を除く。）の全部又は一部を、当該常勤弁護士等にその採用前の事件処理活動の通常報酬、成果報酬及び費用として支払うべきときは、その採用前の期間の割合に応じて支払うべき額

(4) 採用時点において日弁連委託援助規程第5条第4項に規定する個別契約の委託援助契約弁護士となっているとき 第1号の規定を準用する。

（勤務条件の明示）

第23条の3 センターは、常勤弁護士等を採用するときは、次に掲げる勤務条件を明示した勤務条件通知書を交付する。

- (1) 勤務契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 勤務日及び勤務時間等に関する事項
- (4) 給与に関する事項

(5) 退職及び勤務契約解除に関する事項

- 2 前項の規定は、第25条の2から第25条の4までに規定する勤務契約の更新及び期間の延長その他勤務条件を変更する場合について準用する。

(提出書類)

第24条 新たに採用された常勤弁護士等は遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書

- (2) 日本弁護士連合会発行の登録証明書、司法書士会その他の隣接法律専門職者団体発行の会員登録証明書

(3) その他理事長が必要と認めた書類

(勤務契約の期間)

第25条 常勤弁護士等の勤務契約の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 司法修習終了直後の者その他の弁護士実務経験等から理事長が特に研修が必要であると認めた者 1年以内で理事長が個別に定める期間

- (2) 別表第1の1号から9号までの俸給を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 3年

- (3) 別表第1の10号から14号までの俸給を受ける者 2年

2 次条第4項の規定により勤務契約が更新され又は変更された者の勤務契約の期間は、その契約が更新され又は変更された日から起算する。

3 第25条の3第3項の規定により勤務契約が更新された者の勤務契約の期間は、第1項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間から、同条第1項の規定により勤務契約の期間が延長された日の翌日から勤務契約が更新された日の前日までの日数を差し引いた期間とする。

4 勤務契約の期間が満了する前に第11条の3の規定により勤務契約を変更して降給された者の勤務契約の期間は、第1項第2号に定める期間から、その者の降給前の勤務契約に更新され又は変更された日の翌日から降給された日の前日までの日数を差し引いた期間とする。

5 第25条の3第1項又は第2項の規定により勤務契約を延長された者であつて、勤務契約の期間が満了する前に第11条の3の規定により勤務契約を変更して降給されたものの勤務契約の期間は、第1項第2号に定める期間から、第25条の3第1項の規定により勤務契約を延長された日の翌日から降給された日の前日までの日数を差し引いた期間とする。

(勤務契約の更新等)

第25条の2 理事長は、常勤弁護士等の勤務契約の期間が満了する場合において、その者の勤務状況その他の事情を考慮して必要と認めるときは、その者の同意を得て、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める回数を限度として、その勤務契約を更新することができる。

- (1) 前条第1項第2号に掲げる者 3回

- (2) 前条第1項第3号に掲げる者 2回

2 第11条の3の規定により降給された者におけるその降給前の勤務契約の更新は、前項各号に定める回数に含まないものとする。降給と勤務契約の更新が同時に行われた場合について

も、同様とする。

- 3 前条第1項第1号に掲げる者のうち研修を修了したものについて、その者の勤務状況その他の事情を考慮して必要と認めるときは、その者の同意を得て、その勤務契約を更新することができ、更新後は前条第1項第2号に掲げる者とする。
- 4 理事長は、第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、別表第1の9号の俸給を受ける常勤弁護士等について、その者の勤務状況その他の事情を考慮し、特に必要と認めるときは、その者の同意を得て、その勤務契約を更新し、又は変更することができ、更新又は変更後は前条第1項第3号に掲げる者とする。
- 5 理事長は、第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、前条第1項第3号に掲げる者のうち勤務契約を2回更新されたものについて、その勤務契約の期間が満了する場合において、その者の勤務状況その他の事情を考慮し、特に必要と認めるときは、その者の同意を得て、その勤務契約を更新することができる。この項の規定により勤務契約を更新された者についても、同様とする。
- 6 理事長は、本条及び次条に定める勤務契約の更新又は第25条の4に定める勤務契約の期間の延長を行わないときは、常勤弁護士等に対し、勤務契約の期間の終期が到来する日の少なくとも30日前にその旨を通知する。

（勤務契約の期間の延長）

第25条の3 理事長は、常勤弁護士等の勤務契約の期間が満了する場合において、後任者の採用時期、人事異動時期その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、その者の同意を得て、1年を超えない範囲内で個別に定める期間、その勤務契約の期間を延長することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により延長した常勤弁護士等の勤務契約の期間が満了する場合において、後任者の採用時期、人事異動時期その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、その者の同意を得て、6か月を超えない範囲内で個別に定める期間、更にその勤務契約の期間を延長することができる。
- 3 理事長は、前2項の規定により常勤弁護士等の勤務契約の期間を延長された者について、その勤務契約の期間が満了する場合において、その者の勤務状況その他の事情を考慮して必要と認めるときは、その者の同意を得て、その勤務契約を更新することができる。ただし、第25条の2第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める回数を超えて更新することはできない。

（満65歳に達した者の勤務契約の特例）

第25条の4 理事長は、常勤弁護士等が満65歳に達したときは、前2条の規定にかかわらず、その者の勤務契約を更新し、変更し、又は勤務契約の期間を延長することができない。

- 2 常勤弁護士等の勤務契約の期間の満了の日が、その者が満65歳に達する日以後の最初に到来する12月31日を超えるときは、同日にその者の勤務契約の期間が満了するものとする。
- 3 前項の規定により勤務契約の期間が満了する常勤弁護士等について、理事長は、その者の職務の特殊性又はその者の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職によりセンターの業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、前2項の規定にか

わらず、理事長が別に定める手続により、前項に定める勤務契約の期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で、その勤務契約の期間を延長することができる。この項の規定により勤務契約の期間を延長された者についても、同様とする。

- 4 前項の規定により延長する勤務契約の期間の満了の日は、当該常勤弁護士等が満68歳に達する日以後の最初に到来する12月31日を超えることはできない。

(条件付採用期間に関する職員就業規則の準用)

第26条 新たに採用された常勤弁護士等の条件付採用期間については、職員就業規則第6条の規定を準用する。

(人事異動)

第27条 理事長は、業務の都合により、常勤弁護士等に異動を命ずることができる。常勤弁護士等は正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。

- 2 前項で定める異動とは、次のとおりとする。

- (1) 配置転換 同一事業場で担当業務等の異動
- (2) 転 勤 勤務地の変更を伴う所属事務所の異動
- (3) 応 援 所属事務所に在籍のまま、通常勤務する以外の事務所の業務を応援するために勤務すること
- (4) 在籍出向 常勤弁護士等の身分を保有したまま、国の機関その他の機関又は団体等で稼動すること。

- 3 センターは、常勤弁護士等の承諾を得て、国の機関その他の機関又は団体等に当該常勤弁護士等を退職出向させることがある。

第5章 休職、退職、契約に違反した場合の措置及び表彰等

(休職に関する職員就業規則の準用)

第28条 常勤弁護士等の休職については、職員就業規則第2章第3節の規定を準用する。

(退職)

第29条 常勤弁護士等が次の各号のいずれかに該当するときは退職とし、次の各号に定める事由に応じて、それぞれに定められた日を退職の日とする。

- (1) 常勤弁護士等が死亡したとき 死亡した日
- (2) 常勤弁護士等が弁護士又は隣接法律専門職者の資格を失い又はその登録を抹消されたとき 資格を失い又は登録を抹消された日
- (3) 常勤弁護士等の都合により退職を願い出てセンターが承認したとき 発令の日
- (4) 勤務契約の期間が満了したとき 満了した日
- (5) 定年に達したとき 定年に達した日以後の最初の12月31日
- (6) 常勤弁護士等が退職出向するとき センターが退職出向を命じた日
- (7) 休職期間満了のときに休職事由が消滅していないとき 休職期間が満了した日
- (8) 休職期間満了以前に休職事由が消滅し、センターが復職を命じたのに、常勤弁護士等が復職しないとき 休職事由が消滅した日

- (9) 常勤弁護士等がセンターの役員に就任したとき 役員就任の発令の日
- (10) 常勤弁護士等が生死不明又は行方不明となり、1か月以上連絡がとれない場合で、休職手続をとらないとき 常勤弁護士等が生死不明又は行方不明となり、連絡がとれなくなつてから1か月を経過した日
- 2 前項第3号の退職の願い出は、退職希望日の1か月前までに文書で提出しなければならない。
- 3 常勤弁護士等が第1項第3号から第10号までの規定により退職した場合において、退職時点において個別事件の国選弁護人、国選付添人若しくは個別事件の受任者等に選任されているとき又は国選被害者参加弁護士に選定されているとき（センターの他の常勤弁護士等に事件の引継ぎが行われた場合を除く。）は、退職の効果は当該事件に関する契約関係には及ばない。この場合において、個別事件に関する報酬及び費用の精算は、次の各号に従って行うものとする。
- (1) 退職時点において業務方法書第42条に規定する個別契約の受任者等となっているとき
地方事務所長は、当該援助案件について業務方法書第56条に規定する終結決定をするに当たり、地方扶助審査委員の審査に付し、退職した当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その退職前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。
- ア 当該援助案件に関して決定した着手金相当額及び費用相当額の全部又は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額
- イ 報酬金及び追加支出額の全部又は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額
- (1)の2 退職時点において業務方法書第83条の19第2項に規定する震災個別契約の受任者等となっているとき センターは、当該震災個別契約に係る震災法律援助案件について業務方法書第83条の27第1項に規定する震災法律援助終結決定をするに当たり、震災法律援助審査委員の審査に付し、当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その退職前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。
- ア 当該震災法律援助案件に関して決定した着手金相当額及び費用相当額の全部又は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額
- イ 報酬金及び追加支出額の全部又は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額
- (1)の3 退職時点において業務方法書第83条の49第2項に規定する特定被害者個別契約の受任者等となっているとき センターは、当該特定被害者個別契約に係る特定被害者法律援助案件について業務方法書第83条の57第1項に規定する特定被害者法律援助終結決定をするに当たり、特定被害者法律援助審査委員の審査に付し、当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その退職前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。
- ア 当該特定被害者法律援助案件に関して決定した着手金相当額及び費用相当額の全部又

は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額

イ 報酬金及び追加支出額の全部又は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額

(2) 退職時点において個別事件の国選弁護人若しくは国選付添人に選任されているとき又は国選被害者参加弁護士に選定されているとき 国選弁護人契約約款第5章第4節、国選付添人契約約款第5章第4節又は国選被害者参加弁護士契約約款第5章第3節に規定する中間払いの場合の取扱いに準じて行う。

(3) 退職時点において業務方法書第80条の20に規定する犯罪被害者等個別契約の受任者となっているとき センターは、当該犯罪被害者等個別契約に係る犯罪被害者等代理援助案件について業務方法書第80条の30第1項に規定する犯罪被害者等代理援助終結決定をするに当たり、当該犯罪被害者等代理援助案件に関して決定した通常報酬、成果報酬及び費用（業務方法書別表11の注11（別表11の2の要件に該当するもの）に基づいて支払うべき実費を除く。）について、その総額から当該犯罪被害者等代理援助開始決定から当該犯罪被害者等代理援助終結決定までの期間のうち、その退職後の期間の割合に応じた額を、退職後の当該常勤弁護士等に支払うべき額として決定する。ただし、業務方法書別表11の注11（別表11の2の要件に該当するもの）に基づいて支払うべき実費のうち、退職後に支出したものについては、その額を、退職した当該常勤弁護士等に対して支払う。

(4) 退職時点において日弁連委託援助規程第5条第4項に規定する個別契約の委託援助契約弁護士となっているとき 第1号の規定を準用する。

(5) 退職時点において、法第30条第1項第7号に基づいて取り扱う個別事件の受任者等となっているとき 地方事務所長又は支部長は、当該常勤弁護士等の意見を聴いた上、その退職前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。

ア 着手金及び費用の全部又は一部を、退職後の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として支払うべきときはその額

イ 報酬金の全部又は一部を、退職前の当該常勤弁護士等の事件処理活動の報酬又は費用として受領すべきときはその額

4 第1項第2号から第10号までの規定による退職は、次条第2項の規定に基づく契約上の措置との関係においては効力がなく、退職後であっても、センターが当該措置をとることを妨げない。ただし、措置の決定前に常勤弁護士等とセンターとの勤務契約が解除された場合においては、法律事務取扱規程第5条第2項第2号から4号までに規定する措置はこの限りではない。

（勤務契約に違反した場合の措置に関する事項）

第30条 常勤弁護士等は、センターとの勤務契約に基づき法律事務を取り扱うときは、法律事務取扱規程第4条に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない。

2 常勤弁護士等が勤務契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程第5条第2項及び第7条の規定を適用する。

3 法律事務取扱規程第5条第2項第2号に規定する停職の措置をとるときは、その期間中の給与は支給しない。

4 センターが、第2項の規定により常勤弁護士等との勤務契約を解除し又は停職の措置をとったときは、国選弁護人契約約款第34条第5項から第7項まで、国選付添人契約約款第32条第5項から第7項まで、国選被害者参加弁護士契約約款第31条第5項から第8項まで並びに民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項（以下「民事契約条項」という。）第40条第5項から第7項まで及び第44条、震災法律援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項（以下「震災契約条項」という。）第40条第5項から第7項まで及び第44条、特定被害者法律援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項（以下「特定被害者契約条項」という。）第37条第5項から第7項まで及び第41条並びに犯罪被害者等法律援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項（以下「犯罪被害者契約条項」という。）第38条第5項から第7項まで及び第42条の規定を準用する。

（訓告及び厳重注意）

第30条の2 センターは、勤務契約違反に該当する行為のあった常勤弁護士等のうち、措置を行うに至らないものに対しては、注意を喚起し、そのサービスを厳正にするため、訓告又は厳重注意を行うことができる。ただし、法律事務の取扱いに係る事項についてはこの限りではない。

2 訓告及び厳重注意は、書面により行う。

（懲戒を理由とする措置）

第31条 理事長は、常勤弁護士等が、弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条第1項の規定に基づく除名、退会命令若しくは業務停止の懲戒又は司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条に基づく業務停止若しくは業務禁止の処分を受けたときは、法律事務取扱規程第5条第2項第1号に規定する解除措置をとることができる。

2 国選弁護人契約約款第34条第5項から第7項まで、国選付添人契約約款第32条第5項から第7項まで、国選被害者参加弁護士契約約款第31条第5項から第8項まで並びに民事契約条項第40条第5項から第7項まで及び第44条、震災契約条項第40条第5項から第7項まで及び第44条、特定被害者契約条項第37条第5項から第7項まで及び第41条並びに犯罪被害者契約条項第38条第5項から第7項まで及び第42条の規定は、前項の場合に準用する。

（心身の故障等を理由とする措置）

第32条 理事長は、常勤弁護士等が第1号又は第2号の一に該当する場合若しくは第3号の事由が生じた場合は、契約締結拒絶期間を伴わない解除措置をとることができる。

(1) 職員就業規則第15条第2号又は第3号の事由に該当するとき。

(2) 条件付採用期間中に常勤弁護士等として不適格であると認められたとき。

(3) 法律の改正、運営費交付金の激減又は停止、天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・廃止又は部門の閉鎖等を行う必要が生じたとき。

2 国選弁護人契約約款第34条第5項から第7項まで、国選付添人契約約款第32条第5項から第7項まで、国選被害者参加弁護士契約約款第31条第5項から第8項まで並びに民事契約条

項第40条第5項から第7項まで及び第44条、震災契約条項第40条第5項から第7項まで及び第44条、特定被害者契約条項第37条第5項から第7項まで及び第41条並びに犯罪被害者契約条項第38条第5項から第7項まで及び第42条の規定は、前項第1号の場合に準用する。

3 第29条第3項及び第4項の規定は、第1項第2号又は第3号の場合に準用する。

(解雇に関する職員就業規則の準用)

第33条 常勤弁護士等の勤務契約の解除措置については、第30条、第31条及び第32条の規定に定めるほか、職員就業規則第16条及び第17条の規定を準用する。

(退職手当)

第34条 常勤弁護士等の退職手当の支給については、職員退職手当規程（平成18年規程第5号）を準用する。この場合において、同規程第4条第1項及び第5条第1項中「職員就業規則第14条に定める定年、同第13条の2第1項に定める期限の到来、同条第2項の規定により延長された期限の到来並びに同第3条の2及び同第3条の3に定める任期の満了」とあるのは「この規程に定める定年及び勤務契約の期間の満了」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第35条 常勤弁護士等が故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたときは、第30条から第32条までに規定する措置をとることができるほか、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の損害賠償責任は、退職した後も免れない。

(表彰)

第36条 理事長は、別に定めるところにより、常勤弁護士等を表彰することができる。

第6章 研修及び福利厚生等

(弁護士会会費等)

第37条 センターは、日本弁護士連合会会費、弁護士連合会会費、単位弁護士会会費、弁護士会支部会費その他会則により当該弁護士会に登録する弁護士の義務として常勤弁護士が徴収される会費等のうち、理事長が別に定める額を当該常勤弁護士の所属弁護士会に支払うものとする。

(研修及び福利厚生に関する職員就業規則の準用)

第38条 常勤弁護士等の研修及び福利厚生については、職員就業規則第50条及び第51条の規定を準用する。

第7章 保健衛生、母性健康管理及び災害補償

(保健衛生、母性健康管理及び災害補償に関する職員就業規則の準用)

第39条 常勤弁護士等の保健衛生、母性健康管理及び災害補償については、職員就業規則第7章の規定を準用する。

第7章の2 無期勤務契約への転換

第39条の2 常勤弁護士等の無期勤務契約への転換については、職員就業規則第63条の2第1項、第2項及び第3項本文の規定を準用する。この場合において、同条中「任期付職員」とあるのは「常勤弁護士等」と、「労働契約」とあるのは「勤務契約」と、「この規則」とあるのは「この規程」と読み替えるものとする。

2 無期勤務契約へ転換した常勤弁護士等に係る定年は、満65歳とする。

3 前項に定める定年に達した常勤弁護士等が第29条第1項第5号の規定により退職すべきこととなる場合において、理事長は、当該常勤弁護士等の職務の特殊性又は当該常勤弁護士等の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職によりセンターの業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める手続により、当該常勤弁護士等に係る退職の日を、同項に定める定年に達した日以後の最初の12月31日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で個別に定める日とすることができる。

4 理事長は、前項又はこの項の規定により個別に定めた退職の日が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、理事長が別に定める手続により、到来する退職の日から1年を超えない範囲内で、退職の日を改めて定めることができる。ただし、その日は、当該常勤弁護士等が満68歳に達する日以後の最初の12月31日を超えることはできない。

第7章の3 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士の取扱い

(裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士)

第39条の3 第7条の2、第7条の3、第8条、第10条、第11条の2及び第12条の2の規定は、常勤弁護士等のうち、裁量労働制の適用に同意しない常勤弁護士及び労使協定で定める手続により同意を撤回し、裁量労働制の適用が解除された常勤弁護士（以下「裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士」という。）には適用しない。

(出退勤)

第39条の4 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士は、出退勤の際、センターが指定する方法により、自ら出退勤の時刻を記録しなければならない。

(俸給表)

第39条の5 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士の俸給は、別表第1の2のとおりとする。

(初任給調整手当)

第39条の6 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士のうち、別表第1の2の1号から5号までの俸給を受ける者には、別表第2の2に定めるところにより初任給調整手当を支給することができる。

(給与の減額)

第39条の7 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士が、育児介護休業規程（平成18年規程第14号）第13条第1項、第14条第1項、第15条若しくは第26条第1項により短縮措置を受けて勤務しない時間又は職員就業規則第39条の2第1項により無給休暇を取得して勤務しない時間については、その勤務しない1時間につき給与規程第34条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合の勤務1時間当たりの給与額は、第39条の5の俸給月額及びこれに対する給与規程第34条に規定する各種手当に加え、初任給調整手当も算出の基礎とする。

（超過勤務手当）

第39条の8 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士が、臨時又は緊急の必要その他職務上特別の必要により、職員就業規則第35条に規定する休日に勤務することを命じられた場合又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合には、給与規程第32条に基づき超過勤務手当を支給する。この場合の勤務1時間当たりの給与額は、第39条の5の俸給月額及びこれに対する給与規程第34条に規定する各種手当に加え、初任給調整手当も算出の基礎とする。

（本規程の適用範囲）

第39条の9 裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士の取扱いに関し、本章に定めがない事項については、本規程のそれぞれの規定を準用する。この場合において、第12条、第20条及び第25条中「別表第1」とあるのは「別表第1の2」と、第22条中「別表第1における俸給の号が8号及び9号の者」「別表第1における俸給の号が6号及び7号の者」とあるのはそれぞれ「別表第1の2における俸給の号が8号及び9号の者」「別表第1の2における俸給の号が6号及び7号の者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤弁護士が、その勤務契約期間中に、裁量労働制の適用を受けない常勤弁護士になった場合において、その者に対する退職金の基本額については、職員退職手当規程（平成18年規程第5号）第5条の2の規定を準用する。この場合において、同規程第5条の2中「職員給与規程」とあるのは「常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程」と読み替えるものとする。

第8章 補則

第40条 この規程の実施のために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第19号）

(施行期日)

この規程は、平成19年9月16日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第28号)

(施行期日等)

この規程は、平成19年11月30日から施行し、この規程による改正後の常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程の規定は、同月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第30号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月10日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、附則第1項の施行日に在職している常勤弁護士等に適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成20年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第24号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第31号)

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第35号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成21年12月1日から適用する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日（その日の翌日以降に新たに常勤弁護士等となった者にあつては、新たに常勤弁護士等となった日）において常勤弁護士等が受けるべき俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（改正後の規程第22条において準用する職員給与規程第30条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある者にあつては、当該月数が

ら当該期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

- 4 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第6号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第32号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成22年12月1日から適用する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(その日の翌日以降に新たに常勤弁護士等となった者にあつては、新たに常勤弁護士等となった日)において常勤弁護士等が受けるべき俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の規程第22条において準用する職員給与規程第30条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある者にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

- 4 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第42号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 別表第3地域事務所の項中「沖縄地方事務所宮古島地域事務所」を加える改正規定については、平成22年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年規程第9号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。なお、この特例措置は、別表第1俸給表1号俸から7号俸までの職員(以下「減額改定対象外職員」という。)については適用しない。

- (1) 平成23年4月1日(その日の翌日以降に新たに常勤弁護士等となった者にあつては、新たに常勤弁護士等となった日)において常勤弁護士等が受けるべき俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の規程第22条において準用する職員給与規程第30条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であつた期間がある者にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

- 3 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年4月から平成26年3月末までに支給される給与に関する特例措置)

- 4 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、号俸の区分に応じ以下に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3号以下 100分の7.77

4号以上 100分の9.77

- 5 特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

- (2) 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- 6 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年規程第14号)

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第18号）

（施行期日）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第12号）

（施行期日）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月10日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、同項の適用日に在職している職員に適用する。

附 則（平成27年規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 前項に規定する施行の日の前日から引き続き職員であるもので、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間において、その受ける俸給月額が施行日の前日において受けていた俸給月額に達するまでの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 施行の日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平成28年規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年2月15日から施行し、改正後の別表第1は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定は、平成28年2月1日に在職している常勤弁護士等に適用する。

附 則（平成28年規程第10号）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第28号）

（施行期日）

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第30号）

(施行期日)

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第33号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行し、改正後の別表第1は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定は、平成28年12月1日に在職している常勤弁護士等に適用する。

附 則 (平成29年規程第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の改正規定は、平成30年1月24日から施行する。
- 2 平成29年12月1日に在職している常勤弁護士等については、この規程による改正後の別表第1は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現に満65歳を超えている常勤弁護士等の任期については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第23条の3の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年12月1日に在職している常勤弁護士等については、この規程による改正後の別表第1は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年1月17日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和元年11月22日において在職している職員に適用する。

附 則 (令和2年規程第7号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第16号)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第27号)

(施行期日)

この規程は、令和４年12月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第29号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和４年12月16日から施行する。
- 2 改正後の別表第１は、令和４年４月１日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和４年12月１日において在職している職員に適用する。

附 則（令和５年規程第５号）

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年規程第16号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和５年12月15日から施行する。
- 2 改正後の別表第１は、令和５年４月１日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和５年12月１日において在職している職員に適用する。

附 則（令和６年規程第６号）

（施行期日等）

この規程は、令和６年３月19日から施行する。ただし、改正後の第７条の２、第22条、第７章の２の見出し、第39条の２第１項及び第２項、第７章の３並びに別表第１の２及び第２の２の規定は、同年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第３号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和７年１月16日から施行する。
- 2 改正後の別表第１及び別表第１の２は、令和６年４月１日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和６年12月１日において在職している職員に適用する。

附 則（令和７年規程第７号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の別表第１及び別表第１の２は、令和７年４月１日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和７年４月１日において在職している職員に適用する。

附 則（令和７年規程第17号）

（施行期日）

この規程は、令和７年９月１日から施行する。

附 則（令和８年規程第３号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和８年１月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第２項、第15条及び第16条の規定並びに別表第１及び別表第１の２は、令和７年４月１日から適用する。
- 3 この規程による改正前の第14条及び第15条の２の規定は、令和７年４月１日以降は適用

しない。

4 この規程による改正後の第39条の7の規定は、令和7年10月1日から適用する。

5 前3項の規定は、令和7年12月1日において在職している職員に適用する。

附 則（令和8年規程第17号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第15条第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日の前日までの間に新たに職員となって第13条第1項に規定する特地事務所又は第15条第1項に規定する準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員にも適用する。

附 則（令和8年規程第23号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和8年8月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第25条の2第3項の規定は、施行日以降に第25条第1項第1号に掲げる者のうち研修を修了したものに適用する。

別表第 1（第 8 条関係）

号	俸給月額
1 号	282, 000 円
2 号	303, 400 円
3 号	318, 400 円
4 号	337, 300 円
5 号	352, 100 円
6 号	379, 900 円
7 号	404, 400 円
8 号	424, 100 円
9 号	459, 000 円
10 号	546, 000 円
11 号	604, 000 円
12 号	664, 000 円
13 号	736, 000 円
14 号	852, 000 円

別表第 1 の 2（第 39 条の 5 関係）

号	俸給月額
1 号	241, 000 円
2 号	259, 300 円
3 号	272, 200 円
4 号	288, 300 円
5 号	300, 800 円
6 号	324, 700 円
7 号	345, 500 円
8 号	362, 400 円
9 号	392, 300 円
10 号	466, 600 円
11 号	516, 600 円
12 号	567, 500 円
13 号	629, 100 円
14 号	728, 100 円

別表第 2

俸給の号の区分	初任給調整手当額
1 号	80,500 円
2 号	60,600 円
3 号	46,600 円
4 号	30,900 円
5 号	19,000 円

別表第 2 の 2

俸給の号の区分	初任給調整手当額
1 号	68,800 円
2 号	51,700 円
3 号	39,800 円
4 号	26,400 円
5 号	16,200 円

別表第 3

特勤勤務手当支給地域

地域事務所	所在地	級別区分
新潟地方事務所佐渡地域事務所	新潟県佐渡市	1 級地
長崎地方事務所五島地域事務所	長崎県五島市	1 級地
長崎地方事務所対馬地域事務所	長崎県対馬市	2 級地
長崎地方事務所壱岐地域事務所	長崎県壱岐市	1 級地
島根地方事務所西郷地域事務所	島根県隠岐郡隠岐の島町	1 級地
鹿児島地方事務所奄美地域事務所	鹿児島県奄美市	2 級地
鹿児島地方事務所徳之島地域事務所	鹿児島県大島郡徳之島町	3 級地
沖縄地方事務所宮古島地域事務所	沖縄県宮古島市	2 級地

別表第 4

準特勤勤務手当支給地域

地域事務所	所在地
該当なし	